

大阪府ドラゴンボート協会 細則

大阪府ドラゴンボート協会規約(以下「規約」という)の規定により、本協会(ODBA)の運営を円滑に行うため、必要な事項を次の通り定める。

第1条 本協会(ODBA)の練習場は下記の通り定める。

大阪府立漕艇センター 大阪府高石市高砂1丁目

第2条 事務局及び各部の任務

事務局及び各部局の任務は下記の通り定める。

1) 事務局

- ①事務局は会員相互の円滑化と活動内容の企画立案及び取りまとめ等を行う。
- ②練習艇のレンタル規則と使用基準等を定める。
- ③練習日程表の作成及び練習艇レンタル運行の管理を行う。

2) 財務部

- ①本協会(ODBA)に関わる金銭の管理と財務報告を行う。
- ②本協会(ODBA)に登録する会員の登録料を徴収する。
- ③練習艇使用会費、各検定実施会費等(会費等は別に定める)の徴収を行う。
- ④本協会(ODBA)に関わる全ての収支の管理を厳正に行う。
- ⑤その他、JDBA 財務部への報告、協賛金等については、JDBA の定めに従う。

3) 広報部

- ①会員及び関係機関・団体への広報活動と渉外及び協力関係の構築を策定する。
- ②本協会(ODBA)のホームページ制作と管理を行い、最新情報を迅速に発信する。

4) 安全管理部

- ①練習艇及びその練習艇を保管する艇庫管理団体の定める使用基準に沿って良好な維持管理に努める。
- ②練習艇、艇庫等の維持管理の方策を検討し、その指針を会員に示す。
- ③緊急時の救急対処方法及び緊急時の安全対処方法についての講習会を関係部会と協力して開催すると共にマニュアルを発行する。

5) 普及部

- ①一般体験乗船会等を定期的で開催し、ドラゴンボートの普及に努める。
- ②青少年体験乗艇会等(個人・団体)を開催し青少年愛好家への普及を図る。
- ③組織強化の一環として、普及活動と会員拡大や競技能力向上に向けた取り組み等を行う。

6) 操艇部

- ①操艇部会員は、「JDBA 舵取り委員会」所属の本事務所会員と登録団体の舵取り担当で舵取り委員会を構成する。
- ②「JDBA 公認舵取り制度」に沿って「JDBA 舵取り委員会」と共同し、講習会と検定会を実施し、「舵取り資格者」の認定を行う。
- ③舵取り技術向上及び舵取り資格者の増員を図る。
- ④万が一の事態に備えた心構え及び安全対処方法についての指導を関係各部と協力して行うと共にマニュアルを発行する。
- ⑤鼓手に対する指導についても、前事項を適用する。

7) 審判部

- ①JDBA が定める競技規則に基づき競技の円滑な進行に努めると共に、公正中立な判定を行う。
- ②審判技術の向上及び公認審判員の養成を行う。

第3条 練習艇の使用について

- 1) 練習艇の貸し出しは本協会(ODBA)又は JDBA の登録団体及び本協会(ODBA)のめた団体のみとする。
但し、同一団体の使用回数は原則月間 2 回までとする。
- 2) 練習艇を使用しての練習は本協会(ODBA)の理事の立会いの下に行うものとする。
- 3) 練習艇の使用を希望する場合は練習艇の維持管理、艇庫内外の移動方法、操作方法及び進水・陸揚げ等の講習を受け習得しなければならない。
- 4) 練習艇使用の最小催行人数は 8 名とする。
- 5) 本協会(ODBA)及び JDBA が必要とする場合は、優先使用ができる。
- 6) JDBA から要請のあった登録外団体については本協会(ODBA)の管理下に使用することができる。
- 7) 練習艇の使用申し込みは、HP に掲載の日程表(季節により変更することがある)により各団体から専用の E-mail にて受け付ける。
- 8) 使用申込期間等については下記の通りとする。
 - ①使用希望日の 1 か月前(前月の同じ日)から 2 週間前まで受け付ける。但し使用希望が少ない場合はこの限りではない。
 - ②同時間帯の希望が多数の場合は、2 週間前までに公平な抽選を行い使用団体を決定する。但し、使用回数の少ない方を優先する。この決定に異議は認めない。
 - ③抽選決定以降に空きがある場合は先着順とし、月間 2 回の制限を適用しない。
- 9) 練習艇等の使用会費等は下記の通り定める。
 - ①練習艇の使用は 1 艇 1 回 12,000 円とする。

- ②本協会(ODBA)の登録団体は5回回数券を55,000円(1回あたり1,000円引き)で購入することができる。
- ③練習艇使用会費等は事前に本協会(ODBA)の指定する口座へ納入すること。
なお、納入が完了するまでは練習艇の使用予約の確定にはならない。
- ④練習日において練習艇を進水させる前の天候等で出艇不可で練習を中止した場合は納付済みの練習会費は返納又は次回練習会費に回すことができる。但し進水後に中止した場合は使用したとみなす。
- ⑤自団体の都合により2週間前迄に本協会(ODBA)への中止の連絡があった場合は全額返金又は次回練習会費に回すことができる。それ以降の連絡については原則返金しないものとする。

1 0) 練習水域と安全運航について下記の通り定める。

- ①すべての船舶やボートとの接触・衝突・航路妨害等を起こさない様に細心の注意を払って航行すること。
- ②練習艇はその水域特有の決められた規則や公に決められた規則等を遵守すると共に船舶規則に沿って右側航行(反時計回り)等を守ると共に他船(動力船や手漕ぎ船)等との接触等の危険を回避する細心の注意をもって航行しなければならない。但し練習艇の安全に配慮した航行とする。

1 1) 練習艇使用中及びスロープ、栈橋での上げ下ろし作業にはJDBA 競技者規定に定められたフローティングベストを着用すること。

1 2) 本協会(ODBA)の練習艇での練習は「団体名・鼓手・漕手・舵取り」等必要事項を所定の用紙に記入し出艇前に立会い理事に提出すること。

1 3) 艇庫使用と係留については下記の通り定める。

- ①練習艇の艇庫内移動については、他のボート等への衝撃・破損事故を起こさないように細心の注意を持って練習艇の艇庫への出し入れを行うこと。
- ②艇庫内外で他の艇や物等との接触事故を起こした場合は、当該団体の責任で処理すること。
- ③艇庫内外において他のボートや通行人等の障害にならないように注意して速やかに移動させること。
- ④スロープや栈橋での上げ下ろし時には、接触や転倒事故等起こさないように注意すること。
- ⑤栈橋への係留等については、練習艇等の乗下船時に他のボート等の係留や乗下船、移動の妨げにならない方法と場所に留意しトラブルが発生しないように心がけること。
- ⑥使用後は練習艇及び船台、使用備品等をしっかりと洗うと共に清掃・整備・数量確認を実施すること。

- 1 4) 練習艇の優先使用と使用禁止日は、次の通りとする。なお、日程については本協会(ODBA)の HP のお知らせ欄にて掲載する。
- ①本協会(ODBA)が行う大会、合同練習会、講習会、検定、一般・青少年等の体験乗艇会、青少年育成練習会などの実施日。
 - ②行政、自治会、その他関係団体等の行事、催事日。
- 1 5) 練習艇、艇庫、倉庫等の整備について
会員は安全管理部が設定した練習艇及び艇庫の整備日に際しては最大限にこれに従事するよう努めなければならない。

第4条 舵取りについて

- 1) 本協会(ODBA)「操艇部」及び「JDBA 舵取り委員会」より「公認舵取り者」として認定された有資格者のみが舵を取る事ができる。
- 2) 舵取り者としての舵取り練習を希望する者は、舵取り資格者による直接指導があれば舵取り練習を行うことができる。
- 3) 舵取り者は、その艇の船長として、練習水域特有の決められた規則や公に決められた規則等を遵守すると共に、船舶規則に沿って右側通行(反時計回り)等を守ると共に他船(動力船や手漕ぎ船)等との接触等の危険を回避する細心の注意を持って航行しなければならない。
- 4) 舵取り者は他のボートの係留、乗下船及び移動の障害にならない場所と方法に留意し、トラブルが発生しないように注意して操船しなければならない。
- 5) 舵取り資格者であっても不適格者と思える事態が重なれば、常務理事会にて資格を剥奪または再度の講習及び検定を義務付ける場合がある。
- 6) 練習チームに舵取り資格者が不在の場合は、操艇部会に舵取り資格者の派遣要請を行うことができる。但し派遣費用として1 レンタル時間当たり 3,000 円を徴収する。
- 7) 「舵取り認定制度」が整うまでは第5条1項に定める運用を適用する。

第5条 その他

- 1) 本細則に定められた事項が実働稼働するまでの処置として下記に定める。
 - ①舵取り資格者について当該団体の公式協議において舵取りを行っていた者は「JDBA 舵取り認定制度」が実働稼働するまで従来通りの扱いとする。
- 2) 本細則にて規定の無い物については JDBA の細則の規定を準用する。

第6条 附則(本細則の施工日)

2008年3月22日総会にて承認

2009年3月15日定期総会にて一部改正

2014年3月30日定期総会にて一部改正

2018年1月27日理事会にて一部改正